

業務規程

登録番号	3040
登録年月日	平成 15 年 8 月 18 日
有効期間 満了日	令和 10 年 8 月 18 日
遊漁船業者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者の氏 名も記入)	小島 拓

第 1 章 第 1 节 第 1 款 第 1 号
本款所定之“证据”系指能够证明案件真实情况的一切事实，包括书证、物证、视听资料、电子数据、证人证言、被害人陈述、鉴定意见、勘验检查笔录等。
本款所称“鉴定意见”，是指鉴定人对案件中的专门性问题进行鉴定后所作出的书面结论。

第 2 款 本款所称“视听资料”，是指通过录音、录像、照相、传真、扫描、电子邮件、即时通信工具、网络聊天记录、网络日志、电子数据交换、移动存储介质、计算机软件等形成的电子数据。
第 3 款 本款所称“电子数据”，是指通过电子邮件、即时通信、通讯应用、即时通讯工具、即时通信软件、社交媒体、网络平台、网络服务等形成的能够证明案件真实情况的数据。

第 4 款 本款所称“鉴定意见”，是指鉴定人对案件中的专门性问题进行鉴定后所作出的书面结论。
第 5 款 本款所称“鉴定意见”，是指鉴定人对案件中的专门性问题进行鉴定后所作出的书面结论。

第 1 条 第 1 款 第 1 号
本款所称“证据”，是指能够证明案件真实情况的一切事实，包括书证、物证、视听资料、电子数据、证人证言、被害人陈述、鉴定意见、勘验检查笔录等。
本款所称“鉴定意见”，是指鉴定人对案件中的专门性问题进行鉴定后所作出的书面结论。

第 1 条 第 1 款 第 1 号
本款所称“证据”，是指能够证明案件真实情况的一切事实，包括书证、物证、视听资料、电子数据、证人证言、被害人陈述、鉴定意见、勘验检查笔录等。
本款所称“鉴定意见”，是指鉴定人对案件中的专门性问题进行鉴定后所作出的书面结论。

第2章 利用者の安全管理に係る体制等に関する事項

(業務の実施体制等)

第4条 事業者、遊漁船業務主任者（以下「業務主任者」という。）、船長、海上保安機関その他の関係機関との連絡に係る責任者（以下「連絡責任者」という。）、所属する団体及び営業期間は、別表1のとおりです。なお、連絡責任者は、営業中は陸上にいて洋上の船長及び業務主任者と連絡がとれる者を選任します。

2 事業者は、利用者の安全が確保されるよう、従業者の労働環境に十分配慮します。

(船長、業務主任者その他の従業者の確保)

第5条 事業者は、運航する遊漁船の数及びその規格に応じた船長、業務主任者その他の必要な従業者を確保します。

2 前項の従業者の氏名、その有する資格及び講習の有効期間は、別表1のとおりです。

(案内する漁場の位置及び当該漁場における安全管理の体制)

第6条 利用者を案内する漁場及び採捕させる主な水産動植物は、別表2に定めるとおりとします。

2 事業者は、利用者を立入禁止の場所へ案内することは行いません。

3 船長及び業務主任者は、案内する漁場において利用者の安全が確保されるよう、別表2に定める安全管理を実施します。

(遊漁船の係留場所等)

第7条 事業者は、遊漁船業を行うに当たって、遊漁船を別表3に定めるところに係留します。

2 利用者が遊漁船に乗降する場所（磯渡し等の漁場で乗降する場所を除く。）は、安全が確保されるよう、別表3に定めるとおりとします。

(利用者の安全の確保を図るために必要な設備の整備等)

第8条 使用する遊漁船の総トン数、長さ、定員、航行区域、通信設備及び救命設備（船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するものであること。）、遊漁船の所有、登録簿の記載の状況及び使用状況等は、別表4のとおりです。

2 事業者は、利用者が落水した場合に船上への引揚げを補助できるはしご等を遊漁船に備えます。

3. 素務主任者(出航前の機査方)は、その内客を記録する。また、運送会社に機査の結果を報告する。
2. 船員(出航前機査方)は、機査の結果を報告する。
1. 機査(出航前機査方)は、機査の結果を報告する。
備考欄に機査の結果を記入する。

第 11 条 機査(出航前機査方)は、機査の結果を報告する。

1. 機査の結果を報告する。
2. 機査の結果を報告する。
3. 機査の結果を報告する。
4. 機査の結果を報告する。
備考欄に機査の結果を記入する。

第 10 条 機査(機査方)は、機査の結果を報告する。

1. 機査の結果を報告する。
2. 機査の結果を報告する。
3. 機査の結果を報告する。
4. 機査の結果を報告する。
備考欄に機査の結果を記入する。

第 9 条 利用者(船舶)は、機査の結果を報告する。

(飲酒等の禁止及び健康の確認)

第12条 業務主任者は、出航前に、自ら、船長及び乗船しようとする従業者に対し、別表5の2に掲げる事項について確認し、確認を行った旨を記録し、事業者に提出します。事業者はその記録を1年間保存します。

2 船長、業務主任者及び従業者は、以下のいずれかの状態である場合には、業務を実施しません。

一 飲酒等の後、正常な業務ができない状態

二 呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である状態

3 事業者は、船長、業務主任者及び従業者が、前項各号のいずれかの状態である場合には、業務を実施させません。

(航行中又は採捕中において船長及び業務主任者が遵守すべき事項)

第13条 船長は、船舶安全法（昭和8年法律第11号）、港則法（昭和23年法律第174号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）、海上交通安全法（昭和47年法律第115号）、海上衝突予防法（昭和52年法律第62号）等の海上における安全法令を遵守して安全な航行をするとともに、航行中の利用者の安全の確保に十分な注意を払います。

2 船長は、利用者に水産動植物を採捕させている間は、他の船舶と衝突しないよう、常時、適切な見張りを行い、他の船舶の動静把握に努めるとともに、適切な操船をするほか、船長及び業務主任者は、利用者の安全の確保を図るために、別表6に定めるところに行動します。

(出航中止基準)

第14条 事業者は、別表7に定める出航中止基準によって、遊漁船の出航を判断します。出航中止基準に基づき出航中止が決まった場合は、直ちに船長に出航中止を指示します。

2 船長及び業務主任者は、自らの経験や気象及び海象等の予測情報等に基づき気象又は海象等の状況が悪化し利用者が危険になると予測される場合は、出航中止基準に達しない状況においても出航を保留し、事業者と協議することとします。この際、業務主任者は、事業者による遊漁船の出航に係る判断に関し、必要な意見を述べることとし、事業者と船長及び業務主任者の出航についての判断がそれぞれ異なる場合は、出航を見合わせることとします。

(帰航基準)

4. 法の概要及び事故処理の状況等(1)別記様式第1号(法の概要)。
3. 連絡責任者(法)、海難等の発生を知ったとき、允認する医療機関等が法の概要を提出する。連絡責任者の連絡方法(法)。
2. 船員及び乗務主任者(法)、海難等が発生したとき、前項の必要な措置をとり、利用者の安全の確保を法の上に、別表9に定めた連絡方法(法)、連絡の必要な措置をとる。連絡責任者の連絡方法(法)。
- ① 人の命の安全の確保を最優先とする。② 事故の拡大防止のための措置を講じる。③ 利用者の不安を除去するための措置を講じる。

第17条 海難その他災害の事態(以下「海難等」といふ。)が発生した場合(法)、次の(海難その他の災害の事態の事態の事態(以下「海難等」といふ。)が発生した場合(法))

2. 船員及び乗務主任者(法)、緊急又は海難等の状況が悪化した場合(法)、前条及以上的に必要な措置をとる。
1. 船員及び乗務主任者(法)、緊急又は海難等が悪化した場合(法)、別表8に定めた対応(緊急又は海難等が悪化した場合(法))。

第15条 船員及び乗務主任者(法)、別表7に定めた漏洩基準(漏洩基準の漏洩又は自己の経験又は教訓による漏洩等の予測情報等の漏洩)が発生した場合(法)、漏洩船を安全な場所に運搬する手続をとる。

第3章 業務の適正な運営を図るための従業者の教育に関する事項

(従業者等の教育・訓練)

- 第18条** 事業者は、法で定められた業務主任者の選任基準に適合させるように、業務主任者に遊漁船業務主任者講習（以下「業務主任者講習」という。）を受講させます。
- 2 事業者は、自ら、船長及びその従業者が適正に業務を実施できるよう、この規程の内容及び地域の気象及び海象等、漁場のルール等についての教育を実施するほか、業務主任者講習以外の都道府県等が開催する講習があった場合は積極的に参加します。
- 3 事業者は、自ら、船長及びその従業者が適確に落水者を救助できるよう、落水者の発生を想定した定期的な訓練を行います。

第四章 地道船舶的実施の必要な事項

3. 著務主任者法、利用者を保護するため、別表13の定めを遵守し、利用者が運送に従事する。

2. 著務主任者法、周知した運守事項を利用者が遵守し、運守するため。
船舶の開示の制限及び禁止の使用の制限の内容を確実に周知する。

用者に対する、別表13の方針による同意の範囲内の事項に付ける水産動植物の
第23条 事業者又は事業者から指示を受けた著務主任者法、法第16条に基づいて、利
(水産動植物を輸出する利用者に適用する事項の周知及び指示)

表10(2)の定めを情報収集し、該船舶の著務を行った著務主任者の役目、
第22条 事業者法、該船舶の安定のため利用關係の確保を図るため、該船舶の出航前に、別
(該船舶の安定のため利用の確保等の開示の情報の収集及び伝達)

する。また、「公表の実施」の部分を「管轄所の実施」、利用者が能力の有無で開示する「等
[備考]自身の力で手と小等を持てない者と同一でなく公表が難しく場合は「たゞ取
組の内容を除くが一通り公表の実施」。

①に加え、別表12の掲げる情報及び他の安全管理のため特に重要な場合は「たゞ取
組及の開示上に必ず掲載等の情報化して、別表4、6、7、8、10、11の各
第21条 事業者法、法に基づき、利用者の安全の確保及び利益の保護を図るために開示
(情報公表の実施)

する。また、「公表の実施」、周知した運守事項を利用者が遵守し、運守するため
前及び該船舶の航行ルート周知する。

第20条 著務主任者法、利用者に対する、別表11の方針による同意の範囲内の内容を出版
(安全の確保のため利用者に適用する事項の周知及び指示)

する。また、「公表の実施」の部分を「管轄所の実施」、該船舶の著務を行った著務主任者の
[備考]主たる開示、該船舶の著務を行った著務主任者法、確実な伝達及び
第19条 事業者法、利用者の安全の確保を図るため、該船舶の出航前に出版する
(安全の開示の情報の収集及び伝達)

法な採捕等を行わないよう行動します。

(乗務記録)

第 24 条 業務主任者は、乗船したときは、当該乗船に関する事項について、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 15 条の規定に基づき、別記様式第 2 号のとおり乗務記録を作成し、事業者に提出します。事業者はその記録を 1 年間保存します。

(実務研修の記録)

第 25 条 業務主任者は、規則第 14 条の規定に基づく実務研修を行った際は、規則第 15 条の規定に基づき、別記様式第 3 号のとおり実務研修の内容を記録し、事業者に提出します。事業者はその記録を 1 年間保存します。

(水産施策への協力)

第 26 条 事業者は、水産基本法（平成 13 年法律第 89 号）第 6 条第 2 項に定めてあるとおり、水産動植物の採捕及びこれに関する活動を行うに際しては、国及び地方公共団体が行う水産に関する施策の実施について協力します。

- 2 事業者は、地方公共団体の指導に従い、漁業者、他の遊漁船業者等の漁場の利用者（以下「漁業者等」という。）と協力をし、秩序ある漁場利用を図るとともに、漁場保全及び資源保護に努めます。
- 3 業務主任者は、利用者に対し、利用者が採捕した水産動植物について、国及び地方公共団体が取り組む採捕量調査に協力するよう指導します。

(地域の取決め等の尊重)

第 27 条 事業者は、案内する漁場について、漁業者等との調和のとれた利用及び保全並びに資源保護を図るため、法に基づく協議会や海面利用協議会等の地域での話し合いの場に積極的に参加し、漁業者等との話し合いを促進するよう努めます。

- 2 事業者は、遊漁船業を営む区域内に、法に基づく協議会において協議が調った漁場利用の取決め等がある場合は、それらの内容について尊重します。
- 3 事業者は、案内する漁場において海面利用協議会が推奨している漁場利用協定や漁場慣行等がある場合は、それらのうち水産動植物の採捕及び漁場利用に係る内容について尊重します。

(漁具破損の防止)

第 28 条 船長は、案内する漁場において定置網その他の漁具が設置されている場合は、

道具を破損させないために、道具の近寄り方や等適切な方法で収納を行います。

- 第29条 収納主任せ者法、利用者任せ法、虚脱中化器生化不需要化道具その他の方法
は等を機器中化器生化方式で指掌をまします。
2 収納主任せ者法、収納の中生化方式等扶持力保ひ、虚脱中化道切が及
理ます。

登録番号	3040	氏名又は名称	小島 拓
作成日	2003/8/14	変更日	1:2024/9/5 12: / / 3: / /

別表1 業務の実施体制等

事業者の氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名も記入）	小島 拓		
業務主任者	氏名	業務主任者講習の修了証明書の日付	
	小島 拓	2023年2月28日	
船長	氏名	特定操縦者免許の資格	特定操縦者免許の有効期間
	小島 拓	一級・特殊	令和7年8月21日
連絡責任者※	氏名	住所（連絡先）	メールアドレス
	小島 儀行	中郡大磯町国府新宿408-8	
従業者※の人数	1人		
ホームページ等インターネット上で公表する情報を公表する手段の有無※（該当に○）	（ ） 有 （○） 無		
所属している団体等（該当するもの全て） 記入)	漁業協同組合 名称 連絡先	事業協同組合 企業協同組合等 大磯二宮漁業協同組合 0463-61-0940	任意団体 法第28条に基づく協議会
営業期間（該当に○）	(○) 通年 () 月 日 ~ 月 日		
遊漁船	船名	船舶検査証の航行区域	船舶検査証の有効期間
	六熊丸	限定沿海区域	令和7年10月24日
上記の遊漁船のうち同時に営業する隻数 1隻 ※同時に営業する隻数に対して、船長及び業務主任者の数が不足する場合はその理由を記載 ()			

- ※ 重裕責任者：當業中法律上之法律上之財產及產業主任者之常以重裕為取決之者。
- ※ 重裕責任者：當業中法律上之法律上之財產及產業主任者（船員、業務主任者、その他乗組員、重裕責任者等）。
- ※ 供業者：事業者の下に常時從事する者（船員、業務主任者、その他乗組員、重裕責任者）。
- ※ トバタニテ、小々の公表が不可能な場合其、當業所以其、利用者に如何の手続上之證示。

登録番号	3040	氏名又は名称	小島 拓
作成日	2003/8/14	変更日	1:2024/9/5 2: / / 3: / /

別表2 案内する漁場の位置及び安全管理の体制

案内する漁場を管轄する都道府県名	神奈川県
------------------	------

安全管理を行う者	業務主任者
----------	-------

船釣り

船名	時 期	案内する漁場の位置※	採捕させる主な水産動植物の種類	漁場における安全管理の方法 (該当に○)
六熊丸	通年	相模湾	アジ、サバ、ムツ、イナダ	(○) 周囲の見回り (○) 船内の見回り (○) 乗客の安全管理 (体調、救命胴衣着用の確認等) (○) 僇船・陸上との情報交換 (気象・海象等) (○) 航行に影響しかねない漂流物の確認等 () その他 ()

※案内する漁場の位置については、地図・海図等がある場合は添付。

*※案内する機器の位置(ルーム、地図・海図等)を総合状況付。

船名	時 期	機器の位置 ※	水槽動植物の種類 ※方法(該当□○)	機器の主な 機能(該当□○) ※安全管理
()	()	()	()	() 水質監視装置の確認
()	()	()	()	() 航行記録装置の確認
()	()	()	()	() 船舶(貨物・漁船等)交換
()	()	()	()	() 船舶・陸上との情報交換
()	()	()	()	() 教育訓練装置の確認(本課題)
()	()	()	()	() 乗客の安全確認(乗客中の安全確認)
()	()	()	()	() 船内の巡回
()	()	()	()	() 周囲の見張り

()

*※案内する機器の位置(ルーム、地図・海図等)を総合状況付。

船名	時 期	機器の位置 ※	水槽動植物の種類 ※方法(該当□○)	機器の主な 機能(該当□○) ※安全管理
()	()	()	()	() 水質監視装置の確認
()	()	()	()	() 航行記録装置の確認
()	()	()	()	() 船舶(貨物・漁船等)交換
()	()	()	()	() 船舶・陸上との情報交換
()	()	()	()	() 教育訓練装置の確認(本課題)
()	()	()	()	() 乗客の安全確認(乗客中の安全確認)
()	()	()	()	() 利用者への定期連絡
()	()	()	()	() 定期的巡回

確認

登録番号	3040	氏名又は名称	小島 拓
作成日	2003/8/14	変更日	1:2024/9/5 12: / / 3: / /

別表3 遊漁船の係留場所等

	遊漁船 の名称	主要な時期	係留等場所の 位置・名称	係留等場所・施設 の管理者
遊漁船の 係留場所	六熊丸	通年	神奈川県中郡大磯 町大磯 大磯港西側岸壁	
利用者の 乗降場所	六熊丸	通年	神奈川県中郡大磯 町大磯 大磯港東側岸壁	

- ※ 1. 通信設備及測量儀器之尺寸、船員職務之執行區域、或國土交通省所定之要件之適合事項。
- ※ 2. 利用者之特定期限之下船員水產動植物之採捕之專門指揮、護衛、防護等。
- ※ 3. 其他執事者之證據如上之證據資料當該執事者之證據如上之證據。

重複記載※3		() 多客期航行 + 一航次		() 航行	
				() 船員	
() 船員數	※2	() 平水・(○) 限定沿海・() 沿海・() 遠洋、近海	() 重複記載・(○) 改良型救生衣	() 增壓電器	() 他者所有船舶・(○) 自己所有船舶
() 船員數	※2	() 船員數專用・(○) 滬船之兼用・() 他使用之兼用	(○) 增壓電器	() AIS (船舶自動識別裝置)	() 船員所有船舶
() 船員數	※2	() 平水・(○) 限定沿海・() 沿海・() 遠洋、近海	(○) 改良型救生衣	() EPIRB (非常用位置等級信號裝置)	() 船員所有船舶
() 船員數	※2	() 船員數專用・(○) 滬船之兼用・() 他使用之兼用	(○) 增壓電器	() 增壓電器	() 船員所有船舶
() 船員數	※2	KN2-1660、第241-14151 5.8 m 12人	() 改良型救生衣	() 增壓電器	() 船員所有船舶

六萬瓦		() 船員數		() 船員數	
				() 船員數	
() 船員數	※2	() 船員數專用・(○) 滬船之兼用・() 他使用之兼用	(○) 增壓電器	() 增壓電器	() 船員所有船舶
() 船員數	※2	() 平水・(○) 限定沿海・() 沿海・() 遠洋、近海	(○) 改良型救生衣	() 增壓電器	() 船員所有船舶
() 船員數	※2	() 船員數專用・(○) 滬船之兼用・() 他使用之兼用	(○) 增壓電器	() 增壓電器	() 船員所有船舶
() 船員數	※2	() 平水・(○) 限定沿海・() 沿海・() 遠洋、近海	(○) 改良型救生衣	() 增壓電器	() 船員所有船舶
() 船員數	※2	() 船員數專用・(○) 滬船之兼用・() 他使用之兼用	(○) 增壓電器	() 增壓電器	() 船員所有船舶
() 船員數	※2	KN2-1660、第241-14151 5.8 m 12人	() 改良型救生衣	() 增壓電器	() 船員所有船舶

整理番號		證據船名		航行區域 (該當)(○)	
				() 航行區域 (該當)(○)	
() 船全名 : ○		航行證據 (該當)(○)	航行證據 (該當)(○)	航行證據 (該當)(○)	航行證據 (該當)(○)
航行區域 (該當)(○)		航行證據 (該當)(○)	航行證據 (該當)(○)	航行證據 (該當)(○)	航行證據 (該當)(○)
航行區域 (該當)(○)		航行證據 (該當)(○)	航行證據 (該當)(○)	航行證據 (該當)(○)	航行證據 (該當)(○)
航行區域 (該當)(○)		航行證據 (該當)(○)	航行證據 (該當)(○)	航行證據 (該當)(○)	航行證據 (該當)(○)
航行區域 (該當)(○)		航行證據 (該當)(○)	航行證據 (該當)(○)	航行證據 (該當)(○)	航行證據 (該當)(○)

附表 4 (全) 枝目 證據船之船員名簿、定員及通信設備等

登錄番號 3040	枝目	枝名稱 小量	枝名稱 小量	枝名稱 小量	枝名稱 小量
作成日 2003/8/14	変更日 1:2024/9/5	2:	/	/	/

登録番号	3040	氏名又は名称	小島 拓
作成日	2003/8/14	変更日	1:2024/9/5 2: / / 3: / /

別表 5 の 1 出航前の検査関係（検査項目例）

船体の検査	
1	船体に亀裂や破口はないか。
2	エンジンルームや船底のビルジ（汚水）の量は普段より多くないか。
エンジンの検査	
3	航海計画に見合った燃料は十分にあるか。
4	燃料コック（バルブ）は開いているか。 燃料フィルター やセジメンター（油水分離器）にゴミや水分の混入はないか。
5	エンジンオイル（潤滑油）の量は十分か。
6	冷却清水の量は十分か。
7	バッテリーの液量は十分か。また、ターミナルは十分締め付けられているか。 バッテリーの耐用年数は切れていないか。
救命設備等その他の検査	
8	救命胴衣を着用したか。利用者に救命胴衣を着用させたか。
9	通信手段の充電量、予備バッテリーを確認したか。
10	気象・海象情報、水路情報は確認したか。
11	船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合した通信設備及び救命設備を搭載しているか。
12	落水者救助用の梯子は使用可能か。
13	瀨渡しの際に使用するステップ等は搭載しているか。
14	釣具・漁具等が安全な状態に設置・格納されているか。
エンジン始動後のエンジンの状態確認	
15	回転計、冷却水温度計、油圧計、電流計、電圧計は正常値を指しているか。
16	冷却用の海水は通常どおりの量や勢いで排出されているか。
17	エンジンから異常な音やにおいは出でていないか。

※ 雜誌題名 / 著者名 / 依次記入。

雜誌題目	/	/	/	/	/	/	雜誌著者名
							(等)
17							時事评论
16							(黑澤 勝)
15							
14							
13							
12							
11							
10							
9							
8							
7							
6							
5							
4							
3							
2							
1							
/	/	/	/	/	/	/	

出版前檢查記錄簿 (樣式例)

別表5の2 出航前の船長及び従業者への酒気帯びの有無・健康確認 (様式例)

酒気帯びの有無	
1	顔色、呼気の臭い、応答の状況により酒気帯びの有無。
2	アルコール検査器による検査。
健康状態の確認	
3	安全に業務を行える状態か。

アルコール等検査記録簿

氏名	検査日時	検査場所	検査者名	アルコール検査器の検査結果 (数値)	酒気帯びの有無	業務の実行可否	備考

別表6 安全の確保のための船員及び乗務主任者の職務事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕する場合、船員及び乗務主任者以下に該する事項に係る事項を執行する。
○一般的の事項
・出帆から帰航までの間は、飲酒は禁じられる。また、荷物を帶びて旅団に参加する場合は、其の事前に許可を得なければならない。
・航行中、波の影響による船舶の動揺が大きいときは、波の状況による適切な見張りを行なう。
・航行中、波の影響による船舶の動揺が大きいときは、波の状況による適切な見張りを行なう。
・乗組員の中には、船舶の運航や区域によっては乗組員の訓練等を受けることは認められないが、乗組員の訓練を受けた者は、乗組員としての訓練を受けることを了承する。
・乗組員の中には、船舶の運航や区域によっては乗組員の訓練等を受けることは認められないが、乗組員の訓練を受けた者は、乗組員としての訓練を受けることを了承する。
・乗組員の中には、船舶の運航や区域によっては乗組員の訓練等を受けることは認められないが、乗組員の訓練を受けた者は、乗組員としての訓練を受けることを了承する。
・乗組員の中には、船舶の運航や区域によっては乗組員の訓練等を受けることは認められないが、乗組員の訓練を受けた者は、乗組員としての訓練を受けることを了承する。

登録番号 3040	姓名又住所 小島 浩	作成日 2003/8/14	変更日 1:2024/9/5	2: / /	3: / /
-----------	------------	---------------	----------------	--------	--------

別添

利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における特に危険と認められる場所（該当箇所を記入）

岩場	
浅瀬	
河川域	
防波堤	
定置網	
養殖施設	
その他	
自船の位置及び設定した航路の航行並びに避険線に基づいた航行の確認方法	

出航中止基準及〇歸航基準	
(○) 単独の判断	出航地又は内水の漁場、出航地以外の漁場中止の判断法、以下の2点のうちいずれか1点が実現された場合は、以下の方法で行います。(該当(○))
() 団体による判断	出航地又は内水の漁場、出航地以外の漁場中止の判断法、以下の2点のうちいずれか1点が実現された場合は、以下の方法で行います。
() 上記のうちどちらかが実現された場合は、以下の方法で行います。	①出航中止を判断するに際しては、 ・漁業の安全管理責任者(以下「安全管理責任者」といいます) ・事業者、船員又は漁業主の氏名及び住所及び ②上記団体の代表者、漁業者、漁業先 ・漁業者(以下「漁業者」といいます) ・漁業先(以下「漁業先」といいます) のうちどちらかが実現された場合は、以下の方法で行います。
基準	出航地の漁場、出航地以外の漁場中止の判断法、以下の2点のうちいずれか1点が実現された場合は、以下の方法で行います。
帰航基準	●()他の ・漁業者(以下「漁業者」といいます) ・漁業先(以下「漁業先」といいます) のうちどちらかが実現された場合は、以下の方法で行います。 ①出航中止の判断法 ・漁業者(以下「漁業者」といいます) ・漁業先(以下「漁業先」といいます) のうちどちらかが実現された場合は、以下の方法で行います。 ②上記団体の代表者、漁業者、漁業先 ・漁業者(以下「漁業者」といいます) ・漁業先(以下「漁業先」といいます) のうちどちらかが実現された場合は、以下の方法で行います。

登録番号	3040	氏名又は名称	小島 拓	変更日	1:2024/9/5	2:	/	/	/	/	作成日	2003/8/14
------	------	--------	------	-----	------------	----	---	---	---	---	-----	-----------

登録番号	3040	氏名又は名称	小島 拓
作成日	2003/8/14	変更日	1:2024/9/5 2: / / 3: / /

別表8 気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処

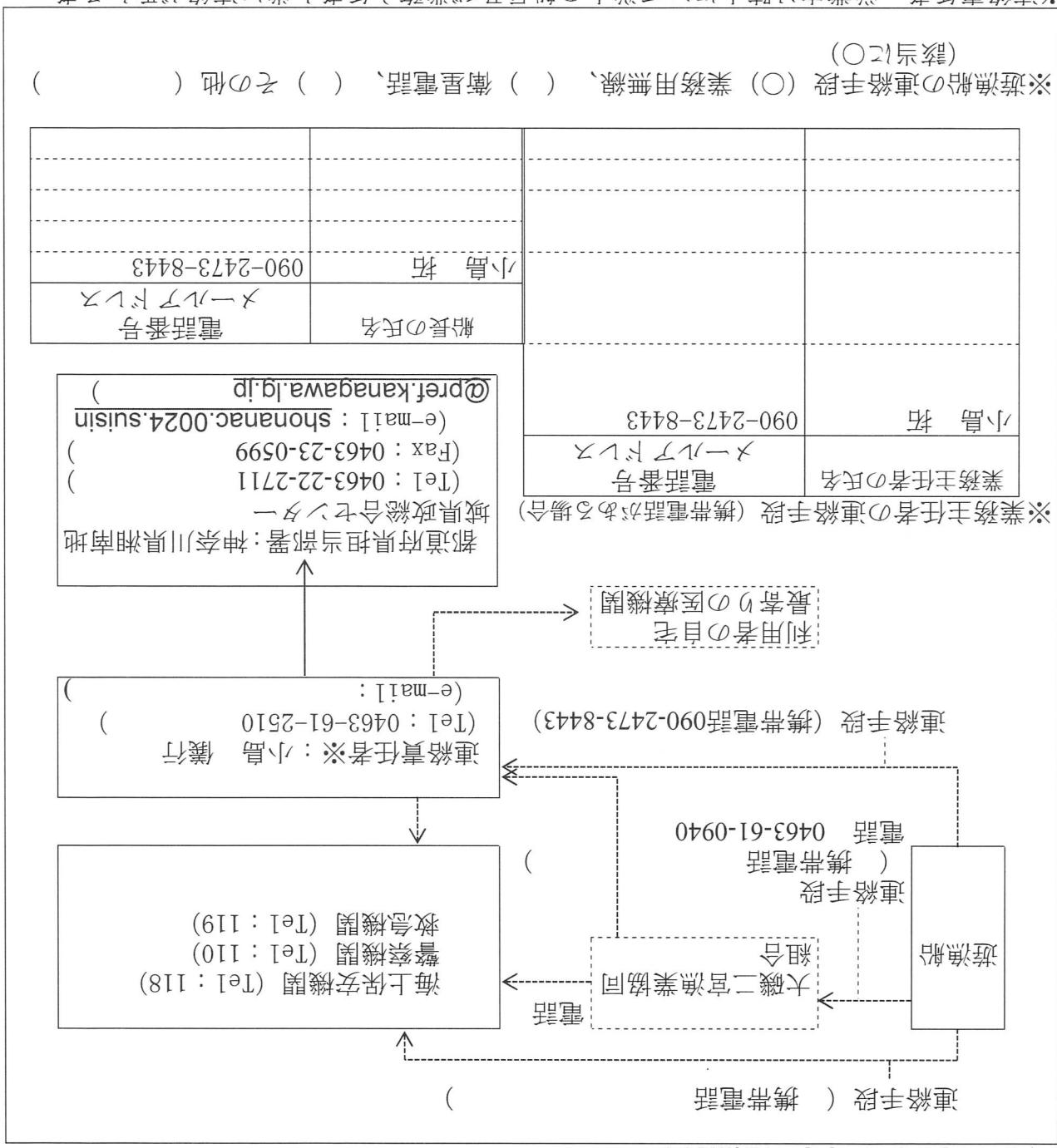
気象又は海象等の状況が悪化した場合の避難する場所	出航した港等に帰航できない場合は、以下の場所に避難をします。	
	案内する漁場の位置	避難する港
	相模湾	茅ヶ崎港
	相模湾	平塚港
上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場所に避難します。		

瀬渡し（磯、筏、防波堤等渡し）の業務を行う場合	
磯等と遊漁船との間の連絡方法※ (該当に○)	<input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 衛星電話 <input type="checkbox"/> 利用者に渡した発煙筒 <input type="checkbox"/> その他 ()
磯等に遊漁船の旅客定員を超えて利用者を渡す業務の形態の場合にあつては、緊急的に利用者を収容し帰航させる方法	
津波警報、注意報が発令された場合の対応	

※連絡手段の通信設備については、船舶の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの。

※気象又は海象等が悪化した場合は、必要な措置をとった上で、速やかに連絡責任者に連絡する。

※ 連絡手段の通信設備は、船の種類や航行区域によって国土交通省が定める要件に適合する必要があります。
 ※ 連絡責任者の電話番号(0463-2711)、携帯電話番号(090-2473-8443)を記載します。
 ※ 連絡責任者：當業中休憩上に係る上級員及び業務主任者と常に連絡が取れる者。



附表9 事故発生時等の連絡方法

登録番号	3040	氏名又は名称	小島 拓	1:2024/9/5	2:	/	/	3:	/	/	作成日	2004/8/14
------	------	--------	------	------------	----	---	---	----	---	---	-----	-----------

登録番号	3040	氏名又は名称	小島 拓
作成日	2004/8/14	変更日	1:2024/9/5 2: / / 3: / /

別表 10 情報を収集すべき事項

(1) 利用者の安全の確保に必要な情報	出航地における波高、風速、視程
	出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報
	水路通報、気象・津波・海上警報等の情報
	乗船する利用者数 (12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数)
(2) 漁場の安定的な利用関係の確保に必要な情報	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における安全確保に関する情報
	立入禁止区域に関する情報
	法第16条に基づき利用者に周知する必要がある「案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容」について、当該漁場を管轄している都道府県知事が提供している情報
	漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している情報
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における漁場の安定利用に関する情報

<p>(○) 運轉船的周知內容及方法</p> <p>(○) 航運時的周知內容及方法。</p> <p>(○) 航運時的周知內容及方法。</p>	<p>(該當之○)</p> <p>(該當之○)</p> <p>(該當之○)</p>
<p>周知事項</p>	<p>周知事項</p>
<p>○一般的事項</p> <p>• 落水者ひ難生等、非常時の場合は他の利用者への救助能力 方針 • 救命胴衣等の救命装置の保管場所及び使用方法 • 天候急変時の備航決定に際する船員の指示方法 • 航行中、波の影響による船体の衝撃に対する立ち止まり、衝撲 航行の小点、船体中央より後方の部分に運搬する貨物の積下し 方法 • 救命胴衣等の救命装置の保管場所及び使用方法 • 落水者の難生等、非常時の救助方法及び保管場所及び使用 方法 ○運轉の場合は • 船員の乗組員に対する指示 • 出航から帰航までの間、船長及び業務主任者の指示に 従うこと</p>	<p>○一般的事項</p> <p>• 落水者の難生等、非常時の救助方法及び保管場所及び使用 方法 • 救命胴衣等の救命装置の保管場所及び使用方法 • 天候急変時の備航決定に際する船員の指示方法 • 航行中、波の影響による船体の衝撃に対する立ち止まり、衝撲 航行の小点、船体中央より後方の部分に運搬する貨物の積下し 方法 • 救命胴衣等の救命装置の保管場所及び使用方法 • 落水者の難生等、非常時の救助方法及び保管場所及び使用 方法 ○運轉の場合は • 船員の乗組員に対する指示 • 出航から帰航までの間、船長及び業務主任者の指示に 従うこと</p>
<p>○運轉の場合は • 落水者の難生等、非常時の救助方法及び保管場所及び使用 方法 • 救命胴衣等の救命装置の保管場所及び使用方法 • 天候急変時の備航決定に際する船員の指示方法 • 航行中、波の影響による船体の衝撃に対する立ち止まり、衝撲 航行の小点、船体中央より後方の部分に運搬する貨物の積下し 方法 • 救命胴衣等の救命装置の保管場所及び使用方法 • 落水者の難生等、非常時の救助方法及び保管場所及び使用 方法 ○運轉の場合は • 船員の乗組員に対する指示 • 出航から帰航までの間、船長及び業務主任者の指示に 従うこと</p>	<p>○運轉の場合は • 落水者の難生等、非常時の救助方法及び保管場所及び使用 方法 • 救命胴衣等の救命装置の保管場所及び使用方法 • 天候急変時の備航決定に際する船員の指示方法 • 航行中、波の影響による船体の衝撃に対する立ち止まり、衝撲 航行の小点、船体中央より後方の部分に運搬する貨物の積下し 方法 • 救命胴衣等の救命装置の保管場所及び使用方法 • 落水者の難生等、非常時の救助方法及び保管場所及び使用 方法 ○運轉の場合は • 船員の乗組員に対する指示 • 出航から帰航までの間、船長及び業務主任者の指示に 従うこと</p>
<p>○一般的な事項</p> <p>• 一般の事項</p> <p>○運轉の場合は • 落水者の難生等、非常時の救助方法及び保管場所及び使用 方法 • 救命胴衣等の救命装置の保管場所及び使用方法 • 天候急変時の備航決定に際する船員の指示方法 • 航行中、波の影響による船体の衝撃に対する立ち止まり、衝撲 航行の小点、船体中央より後方の部分に運搬する貨物の積下し 方法 • 救命胴衣等の救命装置の保管場所及び使用方法 • 落水者の難生等、非常時の救助方法及び保管場所及び使用 方法 ○運轉の場合は • 船員の乗組員に対する指示 • 出航から帰航までの間、船長及び業務主任者の指示に 従うこと</p>	<p>○一般的な事項</p> <p>• 一般の事項</p> <p>○運轉の場合は • 落水者の難生等、非常時の救助方法及び保管場所及び使用 方法 • 救命胴衣等の救命装置の保管場所及び使用方法 • 天候急変時の備航決定に際する船員の指示方法 • 航行中、波の影響による船体の衝撃に対する立ち止まり、衝撲 航行の小点、船体中央より後方の部分に運搬する貨物の積下し 方法 • 救命胴衣等の救命装置の保管場所及び使用方法 • 落水者の難生等、非常時の救助方法及び保管場所及び使用 方法 ○運轉の場合は • 船員の乗組員に対する指示 • 出航から帰航までの間、船長及び業務主任者の指示に 従うこと</p>

登錄番号	3040	氏名又は名称	小島 勝	変更日	2024/9/5	作成日	2004/8/14
------	------	--------	------	-----	----------	-----	-----------

登録番号	3040	氏名又は名称	小島 拓
作成日	2004/8/14	変更日	1:2024/9/5 2: / / 3: / /

別表12 公表する情報

損害賠償保険について公表する情報

船名	利用者1人当たりの 填補限度額	利用定員又は 旅客定員	契約期間
六熊丸	5,000万円	12名	令和6年7月19日か ら令和7年7月18日

業務改善命令について公表する情報

事業者名	
命令を受けた日	
命令を受けた理由	
命令の内容	
命令を受けて講じた（講じよう とする）措置	

<p style="text-align: right;">()</p> <p>其他 ()</p>
<p>规章制度</p>
<p>规章制度</p>
<p>规章制度</p>
<p>规章制度</p>
<p>规章制度</p>
<p>规章制度</p>
<p>规章制度</p>
<p>规章制度</p>

附录 13 法律文书范本（通知书内容及送达方法等）

登记日期	2024/8/14	变更日期	1:2024/9/5	2:	/	/	/	/	/
登记编号	3040	姓名/名称	小易 技术有限公司						

別記様式第1号 (様式例)

都道府県 遊漁船業担当者 あて

法第19条に基づく重大事故の報告書（第 報）

報告年月日				
事故発生の日時及び場所		年 月 日 時頃		
遊漁船の名称				
事業者の氏名又は名称（法人の場合は代表者の氏名も記入）				
連絡先	(TEL)	(e-mail)		
事業者の登録番号				
報告者名（事業者が報告した場合は不要）				
連絡先	(TEL)	(e-mail)		
事故の種類（該当に○）		（ ）衝突事故、（ ）乗揚・座礁事故、（ ）転覆事故 （ ）滅失（沈没）事故、（ ）火災事故（ ）機関等故障、（ ）その他（ ）		
事故の原因				
乗船した船長の氏名				
乗船した業務主任者の氏名				
事故発生時の気象・海象等の状況				
死亡者、行方不明者及び負傷者の数、負傷者の負傷の程度		死亡者数 行方不明者数 負傷者数	名 名 名	医師の治療を要する期間 日
損壊した物及び損壊の程度				
死亡者又は行方不明者がある場合には、その者の氏名その他参考になる情報				
当該事故について講じた措置				
事故時の業務の形態（該当に○）		（ ）船釣り（ ）瀬渡し（ ）その他		
乗船した利用者の数		名		
備考				

※隨時、明らかになった事実について追記・修正したものを提出。

※法律第19条(基)는 그에 대한 알림과 함께 주요 사건(기타 사건, 대형 사건, 특수 사건 등)에 대한 알림과 함께 기록을 관리하는 경우에만 사용할 수 있다.

年月日	事件发生地的名称	事件发生地的详细地址	事件发生地的主要负责人姓名	主要负责人的姓名	主要负责人的职务名称	主要负责人的名称	主要负责人的原因	主要负责人的基本信息	主要负责人的基本信息	其他
-----	----------	------------	---------------	----------	------------	----------	----------	------------	------------	----

別記様式第3号 実務研修記録（様式例）

日数	研修者名		研修実施者 (遊漁船業 務主任者)	氏名	
				経験年 数	
実施日	実施時間	業務の形態 ※1	実施海域	研修内容 ※2	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

※1：業務の形態は、船釣り、瀬渡し、その他（具体的に）のいずれかを記載。

※2：研修内容は、別紙の項目の数値を記載。

項目 (別紙)	内容	1. 利用者の安全管理
・出航前検査	・算収中の利用者数の確認 ・気象・海象等の情報の収集方法 ・海域の特性（水温、波高）による安全管理 ・素能（船員）、漁獲（）、漁業体験等）必要な手当を算出するための水質の確認 ・漁場の運営（水温、波高）による安全管理 2. 漁場の運営	3. 利用者の指導 ・水産物漁獲物を採捕する行為の指導及び補助（釣り方、釣獲ルバ付 ・漁容行為の指導 ・漁船操縦知識等の使用方法の習得 等 4. 駆除等効率化ルバ ・漁船体制、対応手順の確認 ・漁場にての避難港の確認 ・漁水者の発生を想定した定期訓練の実施（研修期間内に1回以上 実施）
5. その他	・乗務記録の作成手法 ・漁業法令等の知識の習得 ・上記に因連ルバ業務 等	6. 普教実験課 ・1～5の内容に加えて漁業実験課

実務研修熟度確認表（様式例）

項目	内容	業態		
		船釣り	瀬渡し	その他
利用者の安全管理	出航前検査			
	救命設備・通信設備の使用方法			
	利用者に対する遵守すべき事項や出航中止、帰港基準等の説明			
	営業中の利用者数の確認			
	気象・海象等の情報の収集方法			
	海域の特性（水温、波高）に応じた安全管理			
	案内する漁場における水産動植物の採捕に係る安全管理			
漁場の選定	漁場の選定に係る情報収集			
	魚群探知機等の使用方法の習得			
利用者への指導・助言	水産動植物を採捕するための指導及び補助			
	乗客が採捕した水産動植物（特にクロマグロ等採捕報告が義務付けされているもの）の確認及び国が行う採捕量調査への協力の依頼			
気象等が悪化した際の対応	連絡体制、対応手順の確認			
	漁場ごとの避難港の確認			
	落水者の発生を想定した定期訓練の実施（研修期間内に1回以上実施）			
その他	乗務記録の作成手法			
	関係法令等の知識の習得			
	上記に関連した業務			

